

調査項目	基準	特記 記載例	より伝わる 特記 記載例	記載時のポイント
1-1 麻痺	・<u>自動・他動で、どこまで挙上・保持できるかを数字で表す。</u> （例：○° まで挙上、△/×まで挙上等） ・規定動作の<u>体位</u>を記載。（例：椅子座位・仰臥位等） ・調査時、体調不良等で動作を行えない場合は、<u>頻回な状況</u>で選択する。 ・規定値までできない場合は、可能な限り理由も記載する。 【麻痺・拘縮の判定（例）】 ①自力＝他動＝規定値 特記例：両上下肢とも、<u>自力・他動とも規定値まで可</u> 判定 ：麻痺・拘縮ともに「なし」 ②自力<他動<規定値 特記例：両上肢規定動作可、両下肢は<u>自力1/3、他動2/3</u>可だが規定値までは不可。 判定 ：麻痺「右下肢」・「左下肢」、拘縮「膝関節」 ③自力<他動＝規定値 特記例：両上肢規定動作可。両下肢は<u>自力1/2、他動で規定値まで可。</u> 判定 ：麻痺「右下肢・左下肢」、拘縮「なし」	【審査会時に判断に迷う例】【誤った判断の例】 ・両上肢、両下肢に制限あり。両肘も伸びに制限があり、両足首は全く動かせない。	・椅子座位にて確認。筋力低下により、<u>両上肢が自動2/3、他動で規定値まで可。</u> 原因不明だが、<u>両下肢は自他動とも2/3で保持も可。</u> 両肘は自動1/2のみ伸展、両足首は自他動とも<u>全く動かせない。その他に可動域制限なし。</u> 【麻痺】「右上肢」「左上肢」「その他（肘・足首）」 【拘縮】「膝関節」「その他（足首）」	・規定動作時の体位 ・自動・他動での違い ・具体的な可動域制限 ・その他の関節に可動域制限はあるのか
2-1 移乗	・定義上のどこからどこへの移乗か。 「ベッド⇄車いす（いす）」、「畳⇄いす」、「ベッド⇄ポータブルトイレ」等 ・体位交換・でん部を動かす行為も含まれる。 ・（見守りの場合）理由、常時必要なのか。 ・移乗機会が全くない場合は、座り直し等、移乗の想定ができる情報を記載。 ※「入院中等で、歩いて移動でき、移乗はリハビリ時のみ。」等の場合は、移乗時の介助の方法で選択。	【審査会時に判断に迷う例】 ・移乗は、妻が見守っている。	・ベッドから車いすへの移乗の際に、転倒の危険があるため、妻が必ず見守っている。「見守り等」。	・どこからどこに移乗なのか ・なぜ見守りが必要なのか
2-2 移動	・移動の様子（装具等の有無）。 ・介助の方法（車いすを押す・体を支える・体を抱える等）。 ・転倒があれば、その頻度。 ※判定は室内での移動で。外出時は <u>含まない</u> 。	【誤った判断の例】 ・自宅内は、自力で家具や壁につかまって移動。週3回のデイサービスでは、転倒リスクが高いため職員が付き添い移動。「見守り等」を選択。	・自宅内は家具や壁につかまり、自力で移動。週3回のデイサービスでは、転倒リスクが高いため職員がすぐそばで見守り移動。頻度から「介助されていない」を選択。 ※介助が必要と判断した場合は、その根拠を記載。	・頻度は、自宅内の方がデイサービスよりも高いため
2-5 排尿	・下着（布・紙パンツ・紙おむつ）、回数（できるだけ）、介助の方法（一連の行為のどこに介助されているか・介助の頻度） ※介助の方法が朝・夜で異なり、回数も同じ場合は判断根拠（例「適切な介助」等）を記載。 ※便器に座る動作は、2-1「移乗」に該当。	【審査会時に判断に迷う例】 ・5～6回/日。必ず家族が見守りを行う。	・5～6回/日。自力で一連の行為を行うが、ズボンの上げ下げがうまくできないことがあるため、必ず家族が見守りを行う。「見守り等」を選択。	・一連の行為はできているのか ・なぜ見守りが必要なのかを追記
		【誤った判断の例】 ・5～6回/日。自宅内では、一連の行為を自力で行う。週3回のデイサービスでは、職員がズボンの上げ下げに介助を行う。「一部介助」を選択。	・5～6回/日。自宅内では、一連の行為を自力で行う。週3回のデイサービスでは、職員がズボンの上げ下げに介助を行う。頻度から「介助されていない」を選択。	・頻度が、自宅内の方がデイサービスよりも高いため
2-6 排便	【排便】 「ズボン・パンツの上げ下げ、トイレ、排便器への排便」「肛門の清拭」「トイレの水洗」「トイレやポータブルトイレ、排便器等の排便後の掃除」「オムツ、リハビリパンツ、尿とりパッドの交換」「抜去したカテーテルの後始末」	【誤った判断の例】 ・毎日排便あり。一連の行為は自力で行っているが週2回ほど、失敗し手や床を汚すため、その際は家族が便器等の掃除を行っている。「一部介助」を選択。	・毎日排便あり。一連の行為は自力で行っているが、週2回ほど、失敗し手や床を汚すため、その際は家族が便器等の掃除を行っている。頻度から、「介助されていない」を選択。	・便器等の掃除が不要な場合の方が頻度が高いため

調査項目	基準	特記 記載例	より伝わる 特記 記載例	記載時のポイント
2-7 口腔清潔	・自分の歯・部分義歯・総義歯のどれか。 ・自分の歯がある場合は、「歯ブラシやうがい用の水の用意」「歯磨き粉を歯ブラシにつける等の準備」「義歯の着脱」「うがい」等の、どこに介助がされているか。 ・義歯がある場合は、着脱・洗浄のどこに介助がされているか。 ※本人が「水を口に含む～うがい」をできていれば、物品用意のみ介助となり「一部介助」。不衛生な状況など、うがいのみでは不適切と判断する場合は、状況と必要な介助を記載して判断。 ※清潔意識が低い等の理由から、動作そのものの促しや移動介助は入らない。 不適切な状況のため、介助が必要と判断した場合は、不適切な状況と、必要な介助を記載。	【誤った判断の例】 ・歯茎のみ。家族が水を口に入れ、本人はうがいのみ行う。「一部介助」を選択。	・歯茎のみ。うがいのみ行う。家族が水を口に入れ、本人はうがいのみ行う。「 <u>全介助</u> 」。	・水を口の中に入れるのも介助されているため
		【審査会時に判断に迷う例】【誤った判断の例】 ・上は自分の歯、下は総義歯。必ず家族が声掛けをしている。「一部介助」を選択。	【動作前の声掛けの場合】 ・上は自分の歯、下は総義歯。清潔意識が乏しいため、家族が動作前に促しの声掛けをしている。促せば一連の動作はおこなえ、不適切な状況もないことから、「介助されていない」を選択。 【動作中の声掛けの場合】 ・上は自分の歯、下は総義歯。認知症で同じ箇所を磨き続けてしまうため、動作中に家族が声掛けをしている。「一部介助」を選択。	・声掛けの理由 ※動作前の促しの声掛けは「介助されていない」 ※動作中の声掛けは「一部介助」
3-4 短期記憶	・ <u>調査直前に何をしていたか</u> を思い出せるかを記載。確認が難しい場合は、3品提示にて確認する。 ※調査時の様子と、日頃の様子が異なる場合は、それぞれの状況を記載する。判定は、頻度の多い <u>日頃の様子</u> で行う。	【審査会時に判断に迷う例】 ・できない。（他に記載なし）	・調査時は、直前の行動を「食事をしていた」と正答。 <u>日頃は</u> 短期記憶が出来ていないと聞き取り、「 <u>できない</u> 」を選択。	・調査直前の行動を答えられたか ・日頃の様子 ・判定は頻度で選択を行う。
3-7 場所の理解	・「ここはどこですか」という質問に対し、「自宅」・「病院」等の <u>区別ができて</u> いるか。日頃の理解はあるのか。 ・所在地や施設名を尋ねる質問ではない。 ※調査時の様子と、日頃の様子が異なる場合は、特記にそれぞれの状況を記載し、判断は <u>日頃の様子</u> で行う。	【審査会時に判断に迷う例】 ・どこにいるかの質問に、自宅ではないと答えた。「できる」を選択。	・自宅ではないと答えるが、病院・施設等の選択肢でも答えられず、場所の理解はないと判断。「できない」を選択。	・「どこにいるか」の理解できているかで判断
		【誤った判断の例】 ・施設であることは理解していたが、施設名を答えられなかった。「できない」を選択。	・施設であることは理解していたが、施設名を答えられなかった。「できる」を選択。	・所在地や施設名を尋ねる質問ではない
4-4 昼夜逆転	・夜間に活動し、それによって昼の活動に影響が出ている場合は「ある」を選択する。 ・上記以外に、通常、日中行われる行為を夜間行っている場合は該当。	【誤った判断の例】 ・1日中覚醒していることが週1回以上ある。今のところ日中の生活に支障はない。「ある」を選択。	・1日中覚醒していることが週1回以上ある。今のところ日中の生活に支障はないため、 <u>特記のみ</u> 。	・昼の活動への影響 ・頻度
4-5 同じ話を する	・一日の中で、 <u>しつこく同じ話をする頻度</u> を評価する。 ※自身が話したことや聞いたことを忘れて何度も確認してくる場合、場面や目的から不適当と判断した際は、特記に具体的な状況を記載し「ある」を選択。	【審査会時に判断に迷う例】 ・日に何度か同じ話をするのが月1回ほどあり。家族はその都度聞いている。「ときどきある」を選択。 ・(5)(12)毎日のように、家族が伝えたことを忘れ同じことを聞いてくるため、家族は答えている。「ある」を選択。	・ <u>1時間おき</u> に同じ話をするのが月1回ほどあり。家族はその都度聞いている。「ときどきある」を選択。 ・(5)(12)毎日のように、家族が伝えたことを忘れてしまい、同じことを1時間おき、時には10分ごとに聞いてくる。場面に不適当と判断し、「ある」を選択。	・同じ話をする間隔・頻度 ・場面・目的から不適当と判断した場合、その状況を記載して、「ある」を選択する。
4-7 介護に 抵抗	・単に、助言しても従わない（言っても従わない）場合は <u>含まない</u> 。 ・介護抵抗の <u>具体的な様子と頻度</u> を記載する。 ・手を振り払う、体をこわばらせて激しく抵抗する場合は「ある」を選択する。 ※入浴や口腔清潔等を促しても頑なに聞かない等の場合は、特記のみで、4-14「自分勝手に行動する」が該当。	【審査会時に判断に迷う例】 ・不穏状態の際、要求が通らないと抵抗することがある。「ある」を選択。	・自分でできると言い、 <u>介助者の手を払いのける</u> ことが <u>毎日ある</u> 。	・抵抗の具体的な様子
		【誤った判断の例】 ・家族が介助しようとする「しなくていい」等と言い、怒ってしまうので困ると聞く。「ある」を選択。	・家族が介助しようとする「しなくていい」等と言い、怒ってしまうので困ると聞く。特記のみ。	・単に助言しても従わない場合は含まない ・手を振り払う、体をこわばらせて激しく抵抗する場合は該当

令和6年度 要介護認定調査 特記 記載内容のポイント

ver2 (R7. 3月修正)

調査項目	基準	特記 記載例	より伝わる 特記 記載例	記載時のポイント
4-12 ひどい物忘れ	・物忘れに起因する行動の有無・ <u>周囲の実際の対応や対応の必要性</u> の有無で判断。特記事項には記載する。	【審査会時に判断に迷う例】 ・多少のものの置き忘れ等、年相応の物忘れはある「ある」を選択。	・ものの置き忘れはあるが自身で思い出すことが多く、周囲の対応が必要な状況ではない。「ない」を選択。	・ものの忘れの具体的な様子 ・周囲の者の対応が必要な状況なのか
5-5 買い物	・誰が「食材・日用品の選択（商品を棚から取る）」、「代金を支払う」のかを全体の <u>頻度</u> から判断する。 ・嗜好品は判断基準に含まない。 ※「必ず付き添いが必要」等の場合は「一部介助」や「全介助」を選択。 ※「商品の選択・棚からとる」ことを家族と一緒にを行う場合は、支援が必要なのかを具体的に記載。 例：自身のみでの買い物だと不十分なため、家族が同行し、商品選択と一緒に行う。等	【審査会時に判断に迷う例】 ・食材、日用品は家族が購入する。	・食材、日用品は <u>家族が見繕って</u> 購入している。	・本人が買い物の依頼をしているか
		【誤った判断の例】 ・家族と一緒に買い物に行き、本人が買うものの選択・支払いを行うが、重いものは家族が棚からとるようにしている。「一部介助」を選択。 ・食材・日用品は家族が見繕って購入しているが、お酒・タバコ・嗜好品は自身で買っている。「一部介助」を選択。	・家族と一緒に買い物に行き、本人が買うものの選択・支払いを行うが、重いものは家族が棚からとるようにしている。頻度から、「介助されていない」を選択。 ・食材・日用品は家族が見繕って購入しているが、お酒・タバコ・嗜好品は自身で買っている。「全介助」を選択。	・商品を棚からとる際、介助されている頻度の方が高いのか ・食材・日用品等での買い物で判断。
5-6 簡単な調理	・定義の「炊飯」・「弁当、惣菜、レトルト食品、冷凍食品の加熱」・「 <u>即席めん</u> の調理」の介助の状況を記載する。 ※定義以外の調理は、特記記載事項だが判断基準にはならない。 ・経管栄養は、 <u>温め介助あり</u> →「全介助」 <u>温め介助なし</u> →「介助されていない」 ・直近1週間で、最も多い食事方法における介助の有無で判断。 【温め直しの判定例】 ・本人の生活場所（在宅・病院・施設等）で用意されたものを、そのまま食べている→「全介助」 本人が温め直している→「介助されていない」 ・作り置きされたものを、本人が温め直す・そのまま食べている→「介助されていない」 ・本人の生活場所以外（別居の親族宅等）で用意されたもの（配食弁当含む）を本人が温め直す・そのまま食べている→「介助されていない」	【審査会時に判断に迷う例】 ・同居の長女が調理したものを食べている。「全介助」を選択。 ・経管栄養を施設で対応している。「介助されていない」を選択。	・同居の長女が調理したものを食べ。本人は温め直しも行っていない。「全介助」を選択。 ・経管栄養を施設で対応し、温めはなし。「介助されていない」を選択。	・定義上の「簡単な調理」は自身で行っているのか ・経管栄養に温めの介助がされているか
		【誤った判断の例】 ・朝・夕は家族が炊飯・調理したものをそのまま食べる。昼は独りのため、家族が作り置きしたものを本人が温めて食べている。「介助されていない」を選択。 ・本人は、お湯を沸かす・温め直しができるが、毎日、家族が炊飯・調理したものをそのまま食べている。「介助されていない」を選択。 ・本人が調理をするが、味付けが濃くなりすぎるため、家族が見守っている。温め直し等は自力でできている。「見守り等」を選択。	・朝・夕は家族が炊飯・調理したものをそのまま食べる。昼は独りのため、家族が作り置きしたものを本人が温めて食べている。頻度から、「 <u>全介助</u> 」を選択。 ・本人は、お湯を沸かす・温め直しができるが、毎日、家族が炊飯・調理したものをそのまま食べている。 <u>「全介助」</u> を選択。 ・本人が調理をするが、味付けが濃くなりすぎるため、家族が見守っている。温め直し等は自力でできている。 <u>「介助されていない」</u> を選択。	・頻度が高い状況で判断 ・「能力」ではなく、実際の「介助の方法」で判断 ・定義上の「簡単な調理」の状況で判断